

# 埼玉県山岳連盟 加盟手続きマニュアル

平成15年11月18日  
埼玉県山岳連盟 事務局

## 1 根拠

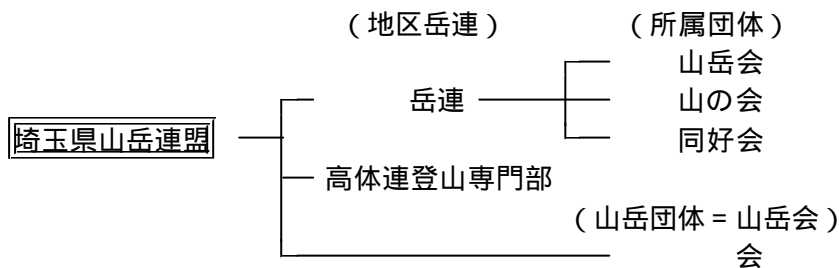
「埼玉県山岳連盟 規約 第3章」による

第5条 連盟は、県内の都市町村山岳連盟、高等学校体育連盟登山専門部（以下「地区岳連」という。）及び山岳団体（以下「山岳会」という。）で組織する。

第6条 連盟に加盟するには、申込書、規約、会員名簿を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第7条 連盟を脱退する地区岳連及び山岳会は、理由を付して脱退届を提出しなければならない。

第8条 地区岳連は、その団体及び地区岳連傘下の所属団体（以下「所属団体」という。）内に変動を生じた場合、すみやかに連盟にそれを報告しなければならない。



## 2 加盟の方法

埼玉県山岳連盟規約第3章第5条により、都市町村山岳連盟（地区岳連）を通じて県岳連に加盟する方法と、都市町村山岳連盟（地区岳連）を立ち上げて県岳連に加盟する方法、単会で直接埼玉県山岳連盟に加盟する方法、の3つがあります。

### (1) 都市町村山岳連盟 (地区岳連) を通じて加盟する場合

都市町村山岳連盟（地区岳連）に加盟する。

方法は、地区岳連によって違うだろうが、県岳連に提出する書類に準じた書類（規約・役員名簿・会員名簿）を揃えて地区岳連の理事会に諮ってもらい、地区岳連に加盟する。

都市町村山岳連盟は、県岳連の理事会に、新規加盟団体の申請書類（ア，申込書<様式1> イ，規約 ウ，役員名簿<様式5> エ，会員名簿<様式6>）を揃えて提出し、承認を得る。

### (2) 都市町村山岳連盟 (地区岳連) を立ち上げて加盟する場合

都市町村山岳連盟を設立する。

連盟設立に必要な書類（ア，連盟規約 イ，役員名簿<様式3> ウ，加盟団体名簿<様式4>）を揃える。

各山岳会は、申請書類（ア，規約 イ，役員名簿<様式5> エ，会員名簿<様式6>）を揃える。

都市町村山岳連盟は、県岳連の理事会に、地区岳連の加盟申請書類（ア，申込書<様式2> イ，連盟規約 ウ，役員名簿<様式3> エ，加盟団体名簿<様式4>）と加盟団体の申請書類（ア，規約 イ，役員名簿<様式5> ウ，会員名簿<様式6>）を揃えて提出し、承認を得る。

### (3) 単会直接加盟する場合

県岳連に提出する書類（ア，申込書<様式9> イ，規約 ウ，役員名簿<様式5> エ，会員名簿<様式6>）を揃える。

県岳連の理事会に、上記の書類を提出し、承認を得る。